

## 平成29年度 国立大学法人奈良女子大学 年度計画

注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

〈1〉文系、理系を問わず、普遍的・総合的に物事を捉えることに優れ、深い教養に裏打ちされた高度な専門家である、各分野の優れた女性リーダーを育成するために、平成29年度までにディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを見直し、不断の改善を行う。【1-1-11】

- ・ 〈1-1〉大学院改組を機に導入する6年一貫教育やアクティブラーニング重視の方針を踏まえ、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを改訂する。

〈2〉学生を知識、感性、主体性を兼備した優れた女性リーダーとして成長させるために、短期留学や長期インターンシップの奨励等を組み入れた独自のカリキュラム体系を持った6年一貫の教育プログラムを確立し、平成29年度以降の入学生に告知し、平成31年度から全ての学科・専攻においてその選択を可能にする。【1-1-12】

- ・ 〈2-1〉平成29年度学部入学生に対して、3年次に適用される6年一貫教育プログラムの案内を行うとともに、6年一貫教育プログラムの詳細設計を進める。

〈3〉6年一貫の教育プログラムの設置による、学生の履修形態の多様化に伴い、一人一人の学生の自発的学修を支え、体系的な履修を可能にするために、科目番号制を導入する。また学生一人一人の履修プログラムに応じた適切な指導を可能にするために、ポートフォリオを整備し、平成31年度から活用する。【1-1-13】

- ・ 〈3-1〉教育計画室において、科目番号制導入の原案を作成し、平成31年度の導入に向けて学内議論を開始する。ポートフォリオについては、manaba folioの活用策を中心に、本学で可能な形態について検討を行う。

〈4〉学士課程において、学生の学問的感性、知的主体性を育むために、アクティブラーニング中心の授業の数を、教養教育、専門教育、キャリア教育のいずれにおいても増加させ、全ての学生が1 Semesterに1科目は、必ずその種の授業を受講する体制を整える。【1-1-14】

- ・ 〈4-1〉アクティブラーニング科目として導入しているパッセージを5科目新規に開講するとともに、前年度に実施した教養コア科目の成果検証を踏まえて、受講者数規模(上限)を適切に設定することを前提としたアクティブラーニングを中心とする教養コア科目の数を増加させる。
- ・ 〈4-2〉各学部におけるアクティブラーニング中心の授業の実施状況を把握し、本学において適切な目標設定を行う。また、在来型の講義・実習等においても学生の主体的な学びを促進するための工夫を促すために、アクティブラーニングに関する教員研修会を実施する。

〈5〉 学士課程において、専門教育・教養教育・キャリア教育のバランスのとれた教育を行うとともに、学生の知的主体性を養い、よき市民への成長を促すために、平成30年度にかけて段階的に教養教育を拡充する。本学で「パサージュ」と呼称している教養ゼミを、全新入生が履修可能となるように増やし、高年次において履修を義務づける教養科目を新設する。また平成27年度に始めた英語のグレード別少人数教育を逐次改善していくとともに、スペイン語・アラビア語・ベトナム語等の教育を、新設若しくは拡充する等、引き続き英語以外の語学教育の多様化にも取り組む。加えて大学院においても、専門を深化させる上での物事を俯瞰する力の重要性に鑑み、大学院改組に合わせて教養科目を設置しその履修を可能にする。【1-1-15】

- ・ 〈5-1〉 専門教育、教養教育、キャリア教育のバランスに配慮しながら、教養教育に関してはパサージュを5科目新規に開講し、受講者数規模（上限）を適切に設定することを前提としたアクティブラーニングを中心とする教養コア科目の数を増加させる。また、教育計画室のキャリア教育部門において、キャリア教育科目群のカリキュラムデザインの点検を行い、次年度の開講計画に反映させる。
- ・ 〈5-2〉 前年度に実施した高年次教養教育の検討結果を踏まえ、大学院教養教育科目として「学びをつむぐ」を、学士課程の高年次向け教養教育科目として「リーダーシップ論演習」を平成30年度からの開講に向け準備する。
- ・ 〈5-3〉 前年度に2年次まで拡充した英語のグレード別少人数教育について、1年次については前年度の検証を踏まえてクラス毎のテキスト選定を見直す。2年次については前年度の成果や実施体制の検証を行う。また、スペイン語、ベトナム語について、恒常的な科目として開講する。

〈6〉 大学院において、社会人や、学び直し希望者等多様な学生を受け入れ、その多様な学生の多様なニーズに応えることができる教育制度を確立する。加えて、入学後に起こる生活状態の変化等にも対応できるように長期履修制度を見直す等、引き続き履修形態の弾力化に取り組む。【1-1-16】

- ・ 〈6-1〉 ライフイベントにより退学した者の研究活動の再開・促進を支援するため、新たに入学できる制度（仮称：博士後期課程再チャレンジ型女性研究者支援制度）の具体的な内容を検討する。
- ・ 〈6-2〉 平成32年度に計画している博士後期課程の改組に向けて、入学後の生活状況の変化にも対応できるよう「長期履修制度」及び「教育方法の特例措置」の柔軟な運用について、関連法令などを考慮しながら検討する。

〈7〉 博士後期課程において、学生に学位論文の執筆を円滑に進めさせるために、毎年の学修成果の提出と、その全指導教員による確認を義務づける。【1-1-17】

- ・ 〈7-1〉 前年度の検討を踏まえて、「現況報告書」の書式の改善を行い、学生自身による毎年の学修成果の提出とその全指導教員による確認を義務づける。

〈8〉 本学が行う大和・紀伊半島地域の地方創生事業の一環として、平成 27 年度に採択された地（知）の拠点大学による地方創生推進事業「共創郷育：「やまと」再構築プロジェクト」（COC+事業）に取り組み、自治体や企業等とも連携して、学生が地域の中に入り、そこで地域の課題を発見し調査・研究する体験型学修プログラムを教養教育・キャリア教育の一環として確立する。それと同時に、学生の同地域への関心を高めるため、同事業を日本の国家や文化の発祥の地である大和・紀伊半島地域の文化的・歴史的価値の再発見のための研究と連動させる。【1-1-21】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈8-1〉 前年度の検討を踏まえ、すべての学生が地域志向科目を履修できる体制の構築を進めるため、「共創教育：「やまと」再構築プロジェクト」の一環として開講した「キャリアデザイン・ゼミナールC（4）」を発展させ、COC+協働機関（企業、自治体、奈良県立大学及び奈良工業高等専門学校）と連携した教養教育科目「なら学+」を新設・開講し、卒業要件単位に認定できる科目とする。

〈9〉 お茶の水女子大学と共同で立ち上げた理系女性教育開発共同機構を中心に、女性の理工系進学と理工系女性リーダーへの成長を促すために、多くの女性が中等教育段階の理数教育に興味・関心を示さず、理工系進学を目指そうとしない現状に鑑み、女性の理工系学問への関心を惹起することができる新たな理数教育のモデルを、中等教育のレベル、大学教育のレベル、それぞれに確立する。【1-1-22】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈9-1〉 女性の興味・関心をひくことのできる理数教育モデルを確立するために、アンケート調査及び国際サイエンスワークショップを実施するとともに、理系女性教育開発共同機構と理学部が連携した授業を2講座、理系女性教育開発共同機構独自の授業を2講座開講する。また、研究結果及び実践結果をテキスト又は研究書として発刊する。

〈10〉 理工系の中でもとりわけ女性の進学の少ない工学に女性の興味・関心を誘うために、従来から多くの女性の支持を得てきた生活科学と工学を融合させ、技術革新を生活の革新につなげる通常の工学とは異なり、生活の必要を技術革新に結びつける、生活工学という先端的領域を切り開き、理工系教育の新たなあり方を確立する。

【1-1-23】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈10-1〉 生活工学の最先端の知識を学ぶ特別講義を開講し、具体的な課題を自ら解決しつつ横断的・実践的な学習を進める、Project Based Learning（PBL）スタイルの実践学習を行う。さらに、学外の研究機関や企業から構成される学術的リサーチコンプレックスに参画し、最先端の機能性新素材や情報処理技術を健康管理や生活空間の快適性向上など日常生活に応用する方法について、学際的かつ実践的に研究へ昇華する方法を指導する。

## （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

〈11〉 アクティブラーニングを支えるために、無線LAN環境やICT環境の整った多目的コモンスペースを順次整備する。また図書の計画的な増加を図る等、学術情報センターの自習支援機能を強化する。【1-2-11】

- ・ 〈11-1〉 無線LANのアクセスポイントの拡充を図るため、平成 30 年度における学術情報基盤システムの更新に備え、前年度の調査結果に基づき、学術情報センター

「留学ルーム」及び「グループ学習室4」の整備計画を立案する。

- ・〈11-2〉資料選書受入方針に基づき、学習用図書、教員推薦による特別図書を整備・拡充する。また、各研究室で保管・管理している研究用図書については、図書の実査を行うなど実態把握に努め、教育研究用としてより容易に活用できる状態にする。
- ・〈11-3〉自習支援機能を強化するため、資料の有効な活用方法に関する定期講習会、電子ジャーナルに対する論文投稿講座（それぞれ年2回以上実施）、及び教員の求めに応じて学生に対する情報リテラシー教育を実施する。また、教員や学生の展示企画を支援するため、学術情報センターの展示エリアを開放するとともに、センター報及びホームページを活用して展示の広報活動を行う。

〈1 2〉今後多様性を増していく学生の修学条件を良好なものにするために、本学が開発したWeb上での託児ニーズとサポーターのマッチングシステムである「ならっこネット」、及び学会等の開催時における「イベント託児システム」等の子育て支援システムの実施等、女性のライフイベントに配慮した教育環境の整備を引き続き行う。

【1-2-12】

- ・〈12-1〉「奈良女子大学行動計画」に沿って、引き続き、子育て支援システムを実施するとともに、支援を必要とする学生が容易にアクセスできるよう情報提供活動を充実する。
- ・〈12-2〉ワークライフバランス支援相談室において、引き続き、学業と育児や介護との調和に関する相談等に応じるとともに、子育て中の留学生への育児情報提供を行う。また、前年度に行った講座のうち、学生に好評であった介護に関する講座「介護もろもろ入門講座」及び助産師による講座「ミニ講座いのちのお話」を充実させて開講し、ワークライフバランスに関する情報提供を行う。
- ・〈12-3〉大学院生の研究視野拡大のために、産学協働イノベーション人材育成協議会（C-ENGINE）と連携した「研究インターンシップ事業」を推進するとともに、企業との交流会、自己分析セミナー、キャリア相談会を企画し、大学院生及びポストドクターのキャリア形成を支援する。

〈1 3〉教育の質を保証するために、学生の授業評価アンケート等の各種調査に基づき、一人一人の教員の教育の実態を把握し、その結果を踏まえて、よりよき教育、及びそれを支える教育体制を構築すべく、FD（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）を全学で年1回、各部局においてもさらに年1回実施する。

【1-2-21】

- ・〈13-1〉教育の質を保証するために、学生の授業評価アンケート等各種調査を実施し、調査結果を教員一人一人にフィードバックするとともに、その都度分析結果を示す。また、その分析結果に基づくFD研修会を全学及び各学部・大学院において、年1回実施する。なお、FDを教育の質保証のために有効に機能させるべく、FD推進委員会のあり方についての検討を開始する。

### （3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

〈1 4〉就学や生活に困難や不安を抱える学生に対して一人一人の実情にあった適切な支援を行うために、相談窓口を適切に設置し、相談内容の共有を図るために窓口間の連携を強化する。また、経済的に支援を必要とする優秀な学生に対する基金を用いた新たな奨学制度を創設するとともに、学内外の各種奨学制度の紹介等を行う。

【1-3-11】

- ・〈14-1〉学生相談関係窓口の連携及び情報共有のため、学生相談室、保健管理センター、障害学生支援室及び学生生活課の実務担当者による連絡会を開催し、相談窓口のあり方、共有する情報の範囲・取扱い方法について検討する。
- ・〈14-2〉経済的支援を必要とする優秀学生に対する奨学制度について、独自の奨学制度を実施している大学の取組も参考として、新たな奨学制度を検討する。また、学内外の各種奨学制度を効果的に紹介できるよう、奨学援助のホームページを活用した周知方法について検討する。

〈15〉 新入生に対して、大学での履修や学習をスムーズにできるよう、履修支援等を行う。また、成績不振学生に関しては、引き続き学生支援室学習支援部門において毎年その実態を調査し、調査結果を学部・学科の教育にフィードバックさせることにより対応する。【1-3-12】

- ・〈15-1〉新入生のほか、多様な学習履歴を持つ学生に対して、導入段階で必要な支援措置を引き続き実施する。新入生については、「新入生履修支援ポータルガイド」を実施し、上級生相談員による新入生の疑問や不安感の解消にあたる。また学部・学科、国際交流センターなどと連携して、編入学生や留学生へのチューター配置や教員による履修相談など、学生の様態に合わせた支援を行う。
- ・〈15-2〉成績不振に陥った学生の早期発見のための調査として、日本学生支援機構の奨学金支給基準に準拠した判定基準で、成績不振の学生のスクリーニングを行う。また各学科で行われるGPAに基づく学習指導とも連携し、問題を抱えた学生の早期発見ときめ細かな相談・指導に向けた情報共有を行う。さらに、学生の学修行動や学修環境整備のための調査を継続的に、かつ他大学とも比較可能な形で実施するため、お茶の水女子大学の教学比較IRコモンズと連携して「ALCS学修行動調査」を実施する。

〈16〉 身体に障害を有する学生や発達障害等の障害を有する学生に対して、一人一人の実情にあった適切な支援を行うために、障害学生支援担当副学長を中心に、臨床心理士等の当該分野の専門家の協力も得て、相談窓口の整備と窓口間の連携を強化することによって、学生が相談しやすい環境を整える。また、発達障害等に関して、研修会を繰り返し実施する等し、教職員がその実態把握に貢献できる体制を構築する。【1-3-21】

- ・〈16-1〉障害学生支援室において、学生からの修学上の配慮要請に具体的に対応する。あわせて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に定めた「第三者委員会」の構築と、学生や教職員及び保護者や支援関係者との相談に必要なサポートルームの整備を検討する。また、学生への啓発活動と教職員向けの研修を実施する。さらに、学生相談室や保健管理センターとの連携を強化するため、定期的な話し合いの場を設ける。

〈17〉 学士課程・修士課程を一貫した教育課程として捉える6年一貫の教育プログラムを確立するにあたり、同プログラム選択者に対しては、入寮資格の付与や特別の奨学制度の適用等、種々の優遇措置を講じる。【1-3-31】

- ・〈17-1〉6年一貫教育の教育プログラム選択者に対する優遇措置について、具体策を策定できるよう検討する。

〈18〉 学生の就職活動を支援するために、キャリアカウンセラーの資格を持ったキャリアアドバイザーによる個別相談制度を引き続き実施するほか、卒業生のネットワークを充実させ、そのネットワークを活用したインターンシップ、企業訪問等を実施する。【1-3-32】

- ・ 〈18-1〉 学生の就職活動を支援するために、キャリアカウンセラーの資格を持ったキャリアアドバイザーによる個別相談制度を実施する。また、前年度の相談内容を踏まえ、テーマ別にエントリーシート添削や面接対策、ディスカッション対策を盛り込んだ少人数制の専門講座を企画・実施する。
- ・ 〈18-2〉 卒業生のネットワークを活用したインターンシップを充実し、卒業生の勤務先企業等におけるインターンシップの状況を継続的に調査する仕組みづくりを進めるため、企業訪問を活用した採用実績企業からの卒業生在籍情報及びインターンシップ実施計画の収集や、卒業生の進路報告によって得られた情報の積極的活用を進める。また、自宅や帰省先でのインターンシップを希望する学生を個別に把握するため、前年度に実施したアンケートの質問項目を見直しの上、継続して実施する。

#### （４） 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

〈19〉 アドミッションセンターを設置し、学問研究に必要な感性、主体性、学力等を総合的に判定できる、あるべき入学者選抜方法を研究、開発する。また、アドミッションポリシーの全体的な見直しを行い、平成29年度までに改訂する。【1-4-11】

- ・ 〈19-1〉 前年度に実施した各学部の入試制度の分析結果等を踏まえて、「知識・理解」、「思考力・判断力」及び「感性・主体性」を問い得る入試制度の研究・開発を進めるとともに、全学のアドミッションポリシー及び各学部、大学院博士前期課程のアドミッションポリシーを改訂する。

〈20〉 学生の成長力を適切に判定できる入学者選抜方法の確立に資するために、本学のIR機関である学長調査戦略室を中心に、一人一人の学生の入学前、入学後、卒業後の成長過程をデータを基に把握する。【1-4-12】

- ・ 〈20-1〉 一人一人の学生の入学前、入学後、卒業後の成長過程を把握するために、それらを一本化したデータについて、受験区分と在学時の成績の相関を分析する。また、質的把握の取組として「卒業生に対する在学中の振り返りの調査」の実施内容を検討する。

〈21〉 大学入試のあり方は、中等教育のあり方に大きな影響を及ぼす。入学試験対策に偏るが故の早すぎる文理選択や、各教科の暗記科目化等はその悪影響の一つである。そこで附属中等教育学校等と連携し、従来行ってきた「高大連携特別教育プログラム」を踏まえ、高大接続入試の枠組みを新たに設けるなど、逆に中等教育に好影響を及ぼす大学入試とは如何にあるべきかを研究し、平成31年度実施の入試改革に資する。【1-4-21】

- ・ 〈21-1〉 アドミッションセンターと附属学校部が連携し、既存の高大連携特別教育プログラムに基づく特別選抜を見直すとともに、中等教育に好影響を及ぼす大学入試として、探究に必要な能力を評価する入試方法の検討を行う。

〈22〉多様な大学院生を受け入れるために、一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜等それぞれのあり方を検討し、必要に応じて見直しを行う。また、学士課程と修士課程を合わせた6年一貫の教育プログラムの確立に伴い、そのプログラムに沿って修士課程に進学する学生に対して学力検査を課さない特別な入学制度を確立する。【1-4-31】

- ・〈22-1〉入学定員充足率の向上に向けた新たな志願者層の開拓のため、より多様な大学院生を受け入れる博士後期課程再チャレンジ型女性研究者支援制度（仮称）に基づく特別入試について、具体的な制度設計を行う。また、平成30年度大学院博士前期課程改組に伴って平成29年度に実施する新入試制度が定員充足率の面で機能しているかどうかを分析する。
- ・〈22-2〉6年一貫教育プログラムに基づく特別な博士前期課程入学制度を確立する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

〈23〉古代国家発祥の地であり、長く日本社会の宗教的中心であり、さらにはユネスコから世界文化遺産に指定された世界史的重要性を持った地域である古都奈良に立地するという恵まれた環境を活かし、日本文化や社会の特異性のみならず、普遍性、世界性を発見し、それを通じて「日本研究」と「外国研究」の双方向的な対話を促進、我が国の人文・社会諸科学の新たな地平を開く。そのために、従来から存在する共生科学研究センター、古代学学術研究センター、文学部なら学プロジェクト等を土台に国際的な日本文化研究交流拠点を設立し、それらの連携のもと世界的な日本文化や社会の研究ネットワークを形成する。【2-1-11】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・〈23-1〉日本の国家や文化、宗教の発祥の地に足場を置いた日本文化交流研究の拠点として、共生科学研究センター、古代学学術研究センター及び文学部なら学プロジェクトを基盤に「大和・紀伊半島研究センター」（仮称）を新設するとともに、共同研究及び国際シンポジウムを実施する。

〈24〉本学の「強み」を活かした特色ある研究を進めるために、「ミッションの再定義」において「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」の研究を推進し、「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015」で使用された論文の質（Q値）と量（V値）に関する指標におけるV値の引き上げを目指す一方、Q2を維持する。また、生活科学と工学を融合させた新分野、生活工学を立ち上げ、技術を基礎に生活を革新する従来の工学と異なり、むしろ生活を基礎に技術を革新する、諸技術を俯瞰し統合する能力がより強く求められる新たな工学を確立する。【2-1-12】

- ・〈24-1〉「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015」において示されたQ値を維持し、V値を引き上げるために、論文投稿料の一部支援を実施するとともに、クロスアポイントメント制度を利用して国内の大学・研究機関との教員交流を行う。加えて、「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」等本学の「強み」とされた研究を推進するとともに、各研究領域において研究プロジェクトを立ち上げ、研究の方向性と研究推進に必要な方策を検討する。
- ・〈24-2〉「生活工学」の内容を充実させるために、素材工学、情報科学、環境デザイン工学の融合的な研究として、新技術を用いた日常生活における健康見守りシステ

ムのデザインに取り組む。

〈25〉「ミッションの再定義」において「強み」とされた「生活科学におけるフロンティア教育」の研究上の基盤を強化するために、衣食住を基盤とした健康と文化に関する研究、特に心と体の健康フロンティア研究と情報技術を基盤とした衣環境フロンティア研究を幅広い視点から展開するための共同研究型プロジェクトを立ち上げ、研究成果を学会やセミナー等で国内外に情報発信する。【2-1-13】

- ・〈25-1〉生活科学のフロンティア研究、特に女性の心身の健康に関する研究やメンタルヘルスに関する研究といった、こころと身体を健康を維持・増進させ、生活の質を向上させる研究を推進する。また、衣の特性に注目したアンビエント情報処理を基盤として、健康で快適な日常生活を実現する衣環境フロンティア研究を推進する。

〈26〉国立女子大学として女性リーダーを長年輩出し続けてきた特色ある伝統を踏まえ、現在求められているグローバル社会における「女性活躍推進」や「ジェンダー平等の達成」に必要な諸課題を研究するために、アジア・ジェンダー文化科学研究センターの機能を拡充し、研究年報の発刊や、年1回の国際シンポジウム、年3回の研究会の開催等の活動を行う。また国内外のジェンダー・女性学研究機関や研究者との連携を図り、グローバルなジェンダー研究ネットワークの拠点形成を形成する。【2-1-14】

- ・〈26-1〉アジア・ジェンダー文化科学研究センターを中心に、各学部や人間文化研究科とも協力し、「女性活躍推進」や「ジェンダー平等の達成」に必要な諸課題を研究するため、国際シンポジウムを含む研究会を4回開催する。また、協力研究員や訪日中の研究者によるセミナーを3回以上開催し、グローバルなジェンダー研究ネットワークの拠点形成に努める。さらに、その成果を日本語及び外国語の論文や研究ノート、資料としてまとめた研究年報を発行する。

〈27〉個別細分化し過ぎた日本の科学の現状を克服するために、国内外の大学や研究機関との共同研究を推進するとともに、研究企画室を中心に全学レベルの公開研究交流セミナーを定期的実施する等、専門の壁を越えた研究交流を活発化させ、異分野間のマッチングを促進する。【2-1-15】

- ・〈27-1〉国内外の研究機関との共同研究を推進する。また、学際的研究推進の一端として「異分野融合・産学連携事業」を学内公募により実施するとともに、公開研究交流セミナーを2回以上実施する。

## （2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

〈28〉研究環境を維持・改善していくために、共通実験設備を充実し、実験設備や情報機器の登録、相互融通を進め、学内諸設備の有効活用を促進する。【2-2-11】

- ・〈28-1〉学長預かりとした退職教員の研究室及び再利用可能な設備備品について、有効活用方策を検討する。また、動物実験施設運営委員会においては、平成29年4月に改正する動物実験計画書及び実験室設置承認申請書に基づき適正な審査を実施するとともに、外部評価の実施に向け準備を開始する。

〈29〉研究者にその能力を十分に発揮させるために、ダイバーシティ化を進め、「ならっこネット」及び「イベント託児システム」等の子育て支援システムを実施する等、男女の区別なく研究に従事しやすい環境にするとともに、若手教員に対して研究力を向上させるためのメンター（支援者）を配置する。【2-2-12】

- ・ 〈29-1〉「奈良女子大学行動計画」に基づき、男女の区別なく研究に従事しやすい環境を整備するため、本学の子育て支援システム（ならっこネット、ならっこイベント）を実施するとともに、限られた資源を有効に活用した新たな子育て支援システムについて検討する。また、さらに利便性を向上させるために、病児・病後児を預かることを可能とする体制構築に向けた検討を実施し、その課題を抽出する。
- ・ 〈29-2〉ワークライフバランス支援相談室において、仕事と育児や介護との調和に関する相談等に応じ、適切かつ個性に配慮した助言・指導を行うとともに、必要に応じて医療機関を紹介する等の援助を行う。また、介護、妊娠・出産及び育児をテーマとする講座を3回以上開講する。
- ・ 〈29-3〉ダイバーシティ研究環境の構築に向け、育児・介護等に携わる教員に対する研究活動支援、新規採用女性教員に対するスタートアップ支援、教員に対する学会参加支援等の支援策を実施する。また、他機関との連携を強化するため、共同研究、共同セミナー等を実施する。
- ・ 〈29-4〉教育研究支援員制度を維持し、ライフイベント等により研究が停滞している者や、一時研究を中断した者に対して、教育研究支援員を配置する。また、若手研究者（35歳以下の助教、及びテニユアトラック教員）に対して、研究・教育力及びモラル向上の支援体制として、メンター3名から成るメンターチームを3年間配置する。

〈30〉研究者が一定期間集中して研究に取り組めるために、平成26年度に導入したサバティカル制度の積極的な活用を行う。【2-2-13】

- ・ 〈30-1〉サバティカル制度利用者の報告会を公開実施することで、制度の活用を促進する。

〈31〉評価システムの質を向上させるために、研究業績等の研究者情報データベースへの入力を義務化し、研究の実情の正確な把握を可能にする。【2-2-21】

- ・ 〈31-1〉教員評価規程の制定により義務化を行った研究者情報データベースの入力について、実施状況をモニタリングする。また、前年度に決定した教員から収集する活動実績に関する情報について、分析に活かせる内容となっているか検証する。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

〈32〉大学周辺地域に限らず、本学と包括的連携協定を結んだ奈良県南部地域を含めた住民の生涯学習ニーズに応えるために、開催地域を広げ公開講座を実施する。【3-1-11】

- ・ 〈32-1〉本学の研究成果の発信及び地域住民の生涯学習ニーズに応えるため、積極的に公開講座を実施する。特に、本学と包括連携協定を締結した市町村での公開講座の実施や、本学同窓会の佐保会や近鉄文化サロン等との連携により県外での公開講座を企画・実施する。

〈33〉 本学の保有する研究成果を活かした産学官連携を推進するために、シーズ集を作成する等、本学の保有する研究成果を積極的に公表する。【3-1-12】

- ・ 〈33-1〉 産学官連携を一層推進するために、研究成果集（シーズ集）の作成、研究フォーラムや奈良経済同友会との交流・懇談会を実施する。また、ビジネスフェアへの出展を積極的に行う。

〈34〉 大学及び附属学校が保有する歴史史料等を、その史料的价值の高さに鑑み研究の一環として整理し、社会に公開する。【3-1-13】

- ・ 〈34-1〉 大学が保有する女子高等師範学校時代以来の教材を含む資史料の整理並びにデータ化を進め、年間1冊資料集を刊行する。また、重要文化財である記念館を春と秋の年2回一般公開し、整理した資史料の一部をあわせて公開する。
- ・ 〈34-2〉 附属学校部で管理している明治以降昭和40年代までの史料について、劣化防止の処理を行うとともに、デジタル化を開始する。

〈35〉 大和・紀伊半島地域の地方創生を図るために、地域の自治体及び大学等と連携し、同地域の歴史的、とりわけ世界史的価値の再発見に取り組み、それを学術研究論文や研究書及び観光ガイドブック（日英両文）にまとめ、それをもとに、地域の観光開発、産業振興、教育振興、コミュニティー再生に取り組む。さらに地域理解を深めるために大和・紀伊半島地域をフィールドにした教育を立ち上げる。【3-1-21】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈35-1〉 大和・紀伊半島地域の歴史を、教員が助言し学部学生・大学院生が主体的に調査する「夏期学生現地調査」を実施する。さらに、大和・紀伊半島地域を対象とした「歴史学実習」フィールドワークを行う。また、以上の調査に基づいた『大和・紀伊半島観光案内書準備報告集』を作成する。

〈36〉 大和・紀伊半島地域が何故に世界文化遺産に指定されるに相応しい、世界史的価値を持った地域であるのかを解明するために、新たに設立する国際的な日本文化研究交流拠点を中心に、自治体等の協力を得て、同地域において国際的シンポジウムやセミナーを開催し、それを「地方創生」にもつなげる。【3-1-22】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 〈36-1〉 新たに設置する「大和・紀伊半島研究センター」（仮称）を中心に、包括連携協定締結先の奈良県南部東部の自治体の協力を得て、大和・紀伊半島研究の課題を探るためのシンポジウムを開催する。また、奈良県下の「地方創生」に資するために、木の新たな利用法を探る「木のシンポジウム」（仮題）を開催する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

〈37〉 留学を奨励し、留学生の受け入れを拡大するために、留学希望者のための英語教育、受け入れ留学生のための日本語教育、英語による教育を拡充し、平成33年度には留学生の派遣100名（約30%増）、受入250名（約80%増）を達成する。また、世界各地で催される日本留学フェアに参加する等、系統的な広報活動を行い、海外の大学等との国際交流協定を積極的に締結する。さらにダブルディグリープログラムを推進する。【4-1-11】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・〈37-1〉日本人学生の海外留学を積極的に推進するため、「奈良女子大学なでしこ基金派遣留学奨学金支給要項」に基づいて選考を行い、対象者に奨学金（一時金 10 万円）を給付するとともに、学生の海外短期留学を認定する取組を開始する。また留学支援として、国際交流センター・国際課共催による「海外留学説明会」を開催し、積極的に海外留学に関する情報提供を行うとともに、学内の語学教育を充実する。
- ・〈37-2〉留学生の受け入れを拡大するために、前年度に制定した「奈良女子大学なでしこ基金交換留学生等渡日旅費及び帰国旅費支給要項」に基づく戦略的な受入計画を推進する。あわせて多様な学生交流の機会を提供するとともに、留学生用の日本語授業及び英語による授業を開講する。また、理学部と理系女性教育開発共同機構による本学学生及び短期留学生を対象としたサマーキャンプや、国際交流センターによる留学生を対象としたサマースクールを実施し、単位を付与する。さらに、新たなダブルディグリープログラムについての検討を開始する。
- ・〈37-3〉留学生の受け入れを拡大するために、日本学生支援機構が主催する日本留学フェアに積極的に参加するとともに、海外協定校を訪問し連携を強化する。また、EUとの会合（E A I E（ヨーロッパ国際教育協会）総会）等に参加し、本学の広報を行うとともに、国際交流協定の新規締結を目指し協議する。

〈38〉本学の研究の国際発信力を高めるために、本学における国際学会の開催を援助し、また、大学院生の国際学会や国際研究集会における発表を奨励、支援する。

【4-1-12】

- ・〈38-1〉本学の研究の国際発信力を高め、国際的な研究交流を活発化させるために、国際学会等誘致の促進方策を検討するための情報収集を行う。
- ・〈38-2〉大学院正規学生の国際的な学術研究活動を奨励・支援するため、「奈良女子大学国際学術交流奨励事業（学生の国際学会等での発表）」を継続的に実施する。募集を3回実施し、適格者には必要経費の一部（航空運賃等の旅費）を支給する。

〈39〉大和・紀伊半島を舞台に日本文化の普遍性、世界性を発見するという作業は、世界中の日本研究者の関心を惹く作業である。その作業を国際的な交流の中で行うために、新たに設立する国際的な日本文化研究交流拠点を中心に、日本研究の世界的ネットワークを立ち上げ、定期的にシンポジウムを開催する等、人と情報の交流を活発化させる。さらにはその取り組みと合わせて、大和・紀伊半島をフィールドに、日本の自然・社会・文化の研究をテーマにしたサマースクール等を開催し、留学生受入目標（250名）の達成に資する。【4-1-21】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・〈39-1〉大和・紀伊半島をフィールドとした日本文化研究の意義を世界に発信するために、国内外の日本研究者に呼びかけ、大和・紀伊半島の信仰等に題材をとった国際シンポジウムを開催する。また、国内外の学生に対し、同シンポジウムへの参加を促し、次年度以降の留学生を交えたサマースクール開催に向けての準備を行う。

〈40〉本学をグローバルな知の交流拠点として発展させるために、地球温暖化、自然災害の多発、少子高齢化等、「課題先進国」日本の抱える現代的課題の生活科学的・学際的研究、及び「ミッションの再定義」において本学の「強み」とされた「基礎物理学・分子科学・基礎生物学・高エネルギー物理学」の研究において先端的研究を行い、その成果を世界に発信する。【4-1-22】

- ・〈40-1〉研究上の国際交流を促進するため、「ミッションの再定義」で本学の「強み」とされた諸分野の研究を発展させ、また「地球温暖化」「自然災害の多発」「少子高齢化」など、「課題先進国」日本に相応しい研究テーマを取り上げて先端的研究を実施する。

## （２）附属学校に関する目標を達成するための措置

〈4 1〉女子の理工系進学を促進するために、附属中等教育学校の10年に及ぶSSH校（文部科学省により指定を受けた先進的な理数教育を実施する高等学校等）としての実績等も踏まえ理系女性教育開発共同機構と各附属学校が連携して、初等・中等教育課程における、女子の興味・関心を惹くことができる新たな理数教育のあり方を研究、開発する。さらにはその過程で考案された教育方法を、各附属学校において積極的に導入・検証する。【4-2-11】（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・〈41-1〉理系女性教育開発共同機構と各附属学校が協力して、附属中等教育学校の10年以上に及ぶSSH校としての経験と成果なども踏まえながら、いかにすれば女子の理工系科目への興味・関心を高めることができるかの研究を「理数研究会」などを開催し進める。その際、従来の理工系科目が容易に女子の興味・関心をひかない原因を、得手不得手ではなく魅力の欠如に求め、その観点に立った新しい教育システムの開発を行う。

〈4 2〉学力判定に偏らない大学入学判定の方法が確立し「入試のための勉強」が取り払われたとき、初等・中等教育課程の教育がどう変わり、またどのように大学における教養教育・専門教育と結びつけられるべきかを検討するとともに、国際理解教育カリキュラムの実践を通して教科横断型カリキュラムの研究開発の取組を計画し、今後あるべき中等教育のあり方について提言する。【4-2-12】

- ・〈42-1〉大学入試のための初等・中等教育ではない、本来あるべき初等・中等教育とは如何なる教育であり、それと大学教育は如何にして関連づけられるべきかを考察し、中等教育及び高大連携のあり方について検討する。具体的には、アドミッションセンターと連携を取りつつ、本来あるべき中等教育とは如何にあるべきかを明らかにするため、大学入試センター試験を閉門としない、新たな高大連携特別教育プログラム案を策定し、学力のみに偏らない多様な選考基準による、高大連携特別教育プログラムに基づく特別入試を平成31年度に実施するための準備を進める。また、ベトナム国家大学及び同附属高校との交流をさらに深め、国際科学技術コンテスト等で活躍できる生徒の育成を進める。

〈4 3〉教育は如何に段階づけられ編成されるのが「子供」の成長にとって合理的かを研究するために、附属幼稚園・附属小学校においては幼小一貫教育（初等教育学校構想）を、附属中等教育学校において引き続き6年一貫（中・高接続）教育を推進するとともに、「高大連携特別教育プログラム」を拡大する等、各級教育の接続実験を行い、その成果を社会に公表する。【4-2-13】

- ・〈43-1〉幼小の接続教育を推進するとともに、カリキュラム及び評価指標の作成によって子どもの成長にとって合理的な教育階梯のあり方を示す。具体的には、文部科学省研究開発学校として「多様な能力や個性的な才能を引き出す『生活学習力』の育成」というテーマに基づく第3年次の研究を実施し、これまで提言してきた異学年活動の実践を進める。また、大正期から続く、子ども中心の自律的な学習『奈良の学習法』を受け継ぎ、アクティブラーニングを推進する。

- ・〈43-2〉 高大連携プログラムの対象となる生徒の選定方法について、中等教育のあり方そのものの改革につながるよう、改善案を検証し具体化する。さらに、初等教育学校構想と関連させ、小学校との接続入試のあり方について検討する。

〈44〉 大学教育と一体化した教育実習や教育研究を行うために、実習は原則として附属学校において行う体制を維持する。【4-2-14】

- ・〈44-1〉 教員養成機能を強化するため、教育計画室と附属学校が連携し、質の高い教育実習、給食経営管理実習、栄養教育実習などを実施できる体制を維持し、実施した内容の検証を行う。
- ・〈44-2〉 教員養成機能を強化するため、教育計画室と教育システム研究開発センターが連携して、前年度より着手した「本学の教員養成課程の改善・高度化に向けた大学教員と附属教員の連携研究推進事業」を実施し、共同研究の成果を教育システム研究開発センター紀要において特集を組んで公表する。

〈45〉 いじめ問題等の地域や学校現場が現在抱える問題を解決するために、地域の教育委員会等との連携のあり方も含め、解決の方法を研究する。【4-2-15】

- ・〈45-1〉 いじめの未然防止に資する対策を検討し、教員の意識改革のための具体策を策定するとともに、保護者との連携を深め、保護者の意見を吸い上げる仕組みを構築する。さらに、これらの取組を全国国立大学附属学校連盟及びPTA連合会を通じて全国の公立学校へ発信する。

## Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

〈46〉 戦略的な組織運営を行うために、業務統括会議（理事のみで構成）や企画推進会議（理事及び各学部長・研究科長で構成）を定期的を開催するとともに、教育研究の重要事項や特定のプロジェクトの責任者となる副学長を配置し、理事、副学長、部局長等による学長補佐体制を確立する。また、学長調査戦略室において、学内外の情報を収集・分析し、長期ビジョンの策定に寄与する。【5-1-11】

- ・〈46-1〉 前年度に配置した地域創生担当副学長とハラスメント防止・障害学生支援担当副学長に加え、平成29年度には国際交流専任の副学長を新たに配置することにより、学長補佐体制を強化する。
- ・〈46-2〉 各部局等において収集・分析された情報を学長調査戦略室において集約するとともに、学長の意思決定に寄与する情報を可視化し、提供する。

〈47〉 透明性のある開かれた大学運営を行うために、経営協議会の学外委員等への情報提供を適切に行い、その意見を組織運営に積極的に反映させる。また、監事監査機能を強化し、定期的に監査報告を受けるとともに、役員会後に月1回理事と監事の懇談会を設ける等、日常的に監事から監査の視点に立ったアドバイスを受けられるようにする。【5-1-12】

- ・〈47-1〉 本学の教育研究活動に対する理解を深めるため、経営協議会学外委員による実地視察を実施するとともに、それを踏まえての意見を聴取し、役員会における議論に反映する。
- ・〈47-2〉 監事による監事監査結果報告を役員会、経営協議会において実施し、監査結果を法人運営に反映する。また、監事と学長・理事との懇談会を年3回以上開催するとともに、監事、会計監査人及び学長の三者協議会を年2回以上開催し、監査

結果を共有する。

〈48〉 機能的な組織運営を行うために、大学の戦略に沿った教職員の適正配置と事務組織の検証を行う。また、多様な人材の確保と優秀な人材の登用のために、専門性を有する人材の活用や、事務職員のキャリアパスの提示を行う。【5-1-21】

- ・ 〈48-1〉 大学の戦略である中期計画の進捗状況のモニタリングを強化し、学長の下で教職員の配置計画を検証する。
- ・ 〈48-2〉 業務改善WGを月1回開催する。前年度における検証をもとに、学内関係者からのヒアリングを行い、引き続き問題点を検証し、改善提案の骨子を提示する。
- ・ 〈48-3〉 事務職員の人材育成方針に定めた「職位ごとの人材像と求められる能力」を踏まえ、事務職員の人事評価の実施方法の見直しを検討する。

〈49〉 機能的な組織運営を行うために、業績評価システムを検証しつつ適切に評価を実施し、その結果に応じた処遇を行う。【5-1-22】

- ・ 〈49-1〉 テニユアトラック制度を導入するとともに、テニユアトラック教員の業績を適切に反映させるための審査基準を設ける。
- ・ 〈49-2〉 「奈良女子大学における大学の評価に関する規程」を改正し、教員の個人評価を明確に位置付けた上で、教員個人の教育研究等活動状況に基づく個人評価を実施する。

〈50〉 教員の流動性を高め、教育研究活動を活性化するために、年俸制及びクロスアポイントメント制を活用し、人事制度を弾力化する。年俸制については、優れた研究者を確保できるよう業績評価システムを改善しながら推進し、導入教員の割合12%を確保する。【5-1-23】

- ・ 〈50-1〉 「年俸制導入等に関する計画」に基づき、年俸制を10名程度の教員に新たに適用する。また、新たにテニユアトラック制度を導入して、人事制度の多様化を図る。
- ・ 〈50-2〉 クロスアポイントメント制度について、協定締結校（機関）の拡大を図るとともに、適用教員数を増加させる。

〈51〉 男女共同参画推進のためのアクションプランを実施し、女性教員が占める割合を35%に引き上げるとともに女性管理職が占める割合を15%に引き上げる。【5-1-31】

- ・ 〈51-1〉 「女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画」に基づき、子育て支援システム（ならっこネット、ならっこイベント）やワークライフバランス支援相談室の活動などを推進することにより、本学の教員採用公募に女性研究者が応募しやすい環境を構築する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

〈52〉 平成26年度に学部への壁を越えて実施された学部の改組を踏まえ、目下の日本の課題である、グローバルに活躍できる地域女性リーダー、理工系女性リーダー等各界各層で活躍できる女性リーダーを育成するために、平成30年度には大学院博士前期課程の改組を、平成32年度には大学院博士後期課程の改組を実施する。【5-2-11】  
(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・〈52-1〉平成 30 年度大学院博士前期課程の改組に伴い、社会で中心となって活躍する女性リーダーを育成できる 6 年一貫教育プログラムを策定する。また、平成 32 年度大学院博士後期課程の改組の具体的な内容を検討する。加えて、社会的価値の創造とイノベーションを結合した「文化工学」の立ち上げを図り、それを基礎に卓越大学院プログラム（仮称）への申請に向けて準備を行う。

〈5 3〉平成 26 年度に採択された国立大学改革強化推進事業「大学の枠を越えた科学技術創造立国の中核となる理工系女性リーダー育成拠点の構築—理工系女性教育開発共同機構及び大学院共同生活工学専攻の設置—」の一環として、お茶の水女子大学と共同で、平成 28 年度に大学院生活工学共同専攻を設置し、新たな工学分野「生活工学」を立ち上げる。【5-2-12】

- ・〈53-1〉素材工学、情報科学、環境デザイン工学の 3 つの領域融合型研究により、生活を対象とした新たな工学分野である「生活工学」研究を実施するとともに、その研究成果を広く公開するために、日本家政学会年次大会において「生活工学特別公開セッション」を開催する。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

〈5 4〉経営支援機能を強化するために、学長調査戦略室において学内外情報を収集するとともに達成度分析等の定量データを蓄積し、その分析結果を基に補強すべき取組を明らかにすることにより機動的な経営支援体制を構築する。【5-3-11】

- ・〈54-1〉学長調査戦略室において、評価企画室と連携し、自己点検評価に必要な定量データを収集し、分析に着手するとともに、学内で情報共有を行う。また、学校基本調査や大学ポートレートのデータを活かし、学内情報を検証する。

〈5 5〉大学運営に対する事務職員の参加意識を高めて、組織運営を効率化・高度化するために、種々の運営組織における教職協働体制を強化する。【5-3-12】

- ・〈55-1〉広報企画室、学長調査戦略室において、教職協働体制を強化する。加えて、それを事務組織全体に波及させる方法を検討する。

〈5 6〉事務職員の育成方針に沿った研修を体系的に実施するとともに、専門的知識や経験を有する人材を確保するために、独自の選考採用を実施する。【5-3-13】

- ・〈56-1〉事務職員の人材育成基本方針に基づき、研修計画を作成する。職階別研修においては、労務管理の知識を向上させるため、新たに管理監督者を対象とする学内研修を実施する。また、ハラスメント防止に関する研修などの目的別研修を実施する。さらに、他大学・他機関が主催する業務分野別研修やセミナーに積極的に参加させる。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

〈5 7〉外部研究資金の獲得を促進するために、科学研究費助成事業の採択に向けた科学研究費助成事業の審査結果「A」の不採択者を対象にした学内助成等を引き続き行う。また共生科学研究センター・古代学学術研究センター・アジア・ジェンダー文化学研究センターは、その先端的研究を通じて外部資金を最低年間 1 件獲得する。【6-1-11】

- ・〈57-1〉科学研究費獲得推進費等により引き続き研究を促進するとともに、科学研究費獲得への意識向上を図るための研修会を実施する。また、「組織」対「組織」による大型共同研究を推進するための産学連携機能強化の方策について検討する。

〈58〉留学生支援、国際交流、教育研究環境等を充実・発展させるために、同窓会組織である佐保会の活動や卒業生の活躍を広報活動の中で取り上げる機会を増やす等、ステークホルダーとの連携を強化し、寄附金の増加に向けた全学的な取り組みを通じて年間平均寄附受入総額 5,000 万円を達成する。【6-1-12】

- ・〈58-1〉本学同窓会の佐保会の活動や卒業生の活躍を広報誌などの中で取り上げる機会を増やす。また、役員が本学同窓会の佐保会本部・支部総会に出席することで連携強化を図るとともに、寄附金の増加に向けた協力依頼を行う。税額控除対象となる修学支援特定基金への寄附増額に向け、Web、パンフレットの内容を見直す。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

〈59〉省エネルギー対策を積極的に推進し、電気使用量の可視化を図る等光熱水量を削減する。また、教職員の経費削減に対する意識を高めるために、研修会の実施や財務資料等の提供を定期的に行う。また、事務経費等管理的経費を抑制するために、業務改善・合理化の取組を調査・検討し、有効と判断されるものを実施・推進する。【6-2-11】

- ・〈59-1〉電気使用量の実績データを可視化して分析し、その結果を周知することにより省エネ意識を醸成するとともに、物品購入に当たってはよりエネルギー効率の高い製品の調達を推奨し、光熱水量の削減に努める。
- ・〈59-2〉役員会や部局長会議において、定期的に予算執行状況や財務分析データを報告するとともに、電子掲示板システムを活用し、職員に対する情報提供を行う。また、新任職員研修及び新採用事務職員研修において、本学の財務状況に関する講義を実施する。
- ・〈59-3〉管理的経費を抑制するため、更なる業務改善策や学内外の様々な経費削減の取組を調査・検討し、本学に有効と判断されるものについて全学実施を推進する。

〈60〉財務データ等実績に基づく財務分析を実施し、学内の資源配分を戦略的かつ重点的に実施する。また、経費使途の明確化を図り一般管理費比率を抑制する等、一層の財務内容の改善に取り組む。【6-2-12】

- ・〈60-1〉学長のリーダーシップのもと、財務分析データを参考にしつつ、学長裁量経費や外部資金の間接経費の戦略的・重点的な配分を実施する。
- ・〈60-2〉契約方法の見直しを行い、一般管理費の抑制に努める。具体的には、ガス契約への入札方法の導入、保守契約の複数年化への変更を実施する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

〈61〉効果的・効率的な運用を行うために、学内資産の管理状況等を定期的に点検し、適切な管理を徹底する。【6-3-11】

- ・〈61-1〉固定資産（物品）の実査計画に基づき、実査を実施するとともに、再利用可能な物品リストを学内専用ホームページに掲載し、現有資産の有効活用を図る。
- ・〈61-2〉現有施設の利用状況調査結果を踏まえ、教育・研究スペースの適正配分に取り組む。

〈6 2〉資金の有効活用を図るために、定期的に資金管理計画を作成し、効率的な資金繰りによる利益の確保に努め、その運用益を大学運営に充てる。【6-3-12】

- ・〈62-1〉地方債等による安全かつ確実な資金の計画的運用を行うとともに、金融市場の動向を注視しつつ、将来に向けた資金管理計画を検討する。

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

〈6 3〉客観的な自己点検・評価を行うために、評価指標の設定を含め、実施方法を見直し、その結果を大学運営の改善に反映させる。また、学長調査戦略室において、必要な情報を収集する。【7-1-11】

- ・〈63-1〉自己点検評価を行うための指標を設定するとともに、実施方法を見直す。また基礎的なデータについては学長調査戦略室において収集する。

##### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

〈6 4〉国立大学法人として求められる社会への説明責任を引き続き果たすために、大学の教育研究活動や運営等に関し、大学ポータルや大学のホームページ等の各種広報メディアを活用し、積極的に情報を公開するとともに発信する。【7-2-11】

- ・〈64-1〉ステークホルダーへの効果的な広報活動を実施するために、広報誌は、学生記者による取材記事を重視した内容とする。また、Webサイトは、利用者の意見を踏まえながら常時点検を行いつつ運営するとともに、動画サイトの開設に向けた検討を行う。報道機関に対し教育研究活動状況等を定期的に情報提供する。
- ・〈64-2〉大学ポータルを活用し、大学の客観的な情報を提供するとともに、Webサイトを通じて法人情報の公開を行う。また、『大学概要』について、情報提供すべきターゲットを再考し、それに合わせ構成内容を再検討する。

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

〈6 5〉学長のリーダーシップの下、大学のビジョンとの整合性の観点からキャンパス・マスタープランを適時点検し、必要に応じて見直しを行う。【8-1-11】

- ・〈65-1〉前年度に実施したキャンパス・マスタープランの点検結果を踏まえ、「キャンパスマスタープラン2017」の策定を行う。

〈6 6〉戦略的に施設マネジメントを行い学び働きやすい安全なキャンパスを創造するため、キャンパス・マスタープランに基づき、寄附金等多様な財源を視野に入れるとともに国の財政措置の状況を踏まえ、バリアフリー化等ダイバーシティ環境の整備を進め、あわせてコストと資産維持とのバランスに配慮し、既存施設を有効活用し計画的に維持管理する。【8-1-12】

- ・〈66-1〉「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、バリアフリー対策を立案し、トイレの洋式化及びトイレブース内の手摺設置を行う。
- ・〈66-2〉東紀寺宿舎の統廃合を推進し、跡地利用計画として「学生宿舎建設」について検討する。また、既存施設の有効活用を図るため、ライフライン（屋外の給水管、ガス管、消火管）の再生を着実に実施する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

〈67〉安全管理と事故防止のために、大規模災害に対する危機管理体制等の点検を行い、危機管理マニュアルを逐次改訂する等、全学的な安全管理体制を整備・充実するとともに、安全管理に関する研修等を実施する。【8-2-11】

- ・ 〈67-1〉危機管理マニュアルの点検を行い、前年度に新設した情報セキュリティインシデントに関する内容の充実とともに、個人情報保護に関する内容の取組について検討する。
- ・ 〈67-2〉環境安全管理センターにおいて、環境安全管理センター研修会、化学物質管理に関する安全講習会、放射線管理に関する初心者講習及び再教育訓練、バイオハザード管理に関する組換えDNA実験従事者安全講習会を開催し、全学的に適切な安全管理の徹底に努める。
- ・ 〈67-3〉自衛消防組織、災害対策本部の体制の確認と点検を行うとともに、全学教職員向けの「災害時における安全管理」をテーマとした研修、教職員・学生を対象とした「防災・消防総合訓練」を実施する。
- ・ 〈67-4〉環境安全管理センターにおいて、安全な教育・研究環境の維持・発展を実現させるため、実験系廃棄物の管理、実験環境及び実験設備の保全、災害時に安否確認を行うためのシステム（情報提供メール配信システム）の運用等により、環境安全管理を総合的に推進する。

〈68〉安全な労働環境を構築するために、衛生管理者資格の取得を教職員に推奨する等、職場巡視の際の点検項目の共通理解を教職員と学生に広げ、全学的な安全衛生体制を強化する。【8-2-12】

- ・ 〈68-1〉衛生管理者の資格取得者を確保するため、衛生管理者資格取得費用を大学負担とし、教職員に対し取得の機会を提供する。また、学長、理事及び部局長が全学一斉職場巡視（安全パトロール）を実施し、安全衛生管理体制を現場で確認するとともに、教職員に対して、安全衛生に関する意識啓発を行う。

〈69〉環境安全管理センターが主導して、引き続き薬品管理支援システム（IASO）を活用した毒物・劇物の管理を徹底するとともに、放射線障害予防委員会と情報を共有しながら、放射性同位元素等の管理を徹底する。【8-2-13】

- ・ 〈69-1〉環境安全管理センターにおいて、薬品管理支援システム（IASO）のカタログデータ及びサポートサイトの更新を実施し、IASOの機能強化を図るとともに、毒物・劇物の厳格な管理を実施する。
- ・ 〈69-2〉環境安全管理センターにおいて、放射性同位元素等の厳格な管理を徹底するため、放射線障害予防委員会に環境安全管理センター員を参画させ情報を共有する。また、放射線管理に関する初心者講習及び再教育訓練を実施するとともに、毎月学内の放射線量を測定する。

## 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

〈70〉研究者倫理、公的研究費の適正な執行、研究活動の不正行為の防止、及び公益通報者保護等に関する法令及び学内規程の遵守について、教職員や学生に対するeラーニングによるものも含めた各種研修会の実施、助成金の受入状況調査等を含めた学内監査の適正実施、監査結果の学内周知等によるさらなる徹底を行い、コンプライアンス推進体制を強化する。【8-3-11】

- ・ 〈70-1〉研究費の不正使用及び研究活動の不正行為を防止するため、教職員及び研究支

援者を対象とし、公的研究費の適正執行、研究不正防止及び公益通報者保護等に係る各種研修会を開催するとともに、eラーニングを活用してコンプライアンス教育を実施する。また、研究費の執行に関する諸手続きやルールを電子掲示板システムに掲載し周知徹底する。

- ・〈70-2〉 監査戦略室において、内部監査の重点項目として外部資金の運用状況を調査・点検する。また、内部監査の結果を学長に報告するとともに、学内専用ホームページに掲載し、広く教職員に周知する。
- ・〈70-3〉 前年度策定の「内部統制に関する基本方針」と、各部局における内部統制の取組状況に関する点検活動報告を踏まえ、現行ルールの合理性等を検証する。

〈7 1〉 研究助成金等の受け入れにあたって、それぞれの教職員が個人経理等について不適切な管理をしていないかを自己点検するためのチェックシートを作成し、適正な執行がなされているか定期的に確認する。【8-3-12】

- ・〈71-1〉 個人経理に関する自己点検チェックシートの詳細を検討し、試行的なチェックシートを作成する。また、個人宛の寄附金に関する経理手続きに加え、新たに受入に関する流れを明確にした図解フローを学内専用ホームページに掲載し、教職員に周知する。

〈7 2〉 新任教職員研修や新入生教育において、情報倫理教育及び情報セキュリティ教育を実施する。また、情報システムの適正な運用を行うとともに、情報セキュリティ管理のガイドラインを整備し、情報セキュリティインシデントを未然に防止する機能を強化する。【8-3-21】

- ・〈72-1〉 「奈良女子大学における情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、情報セキュリティの意識向上を図るため、新任教職員及び新入生を対象に情報倫理教育を実施するとともに、教職員及び学生を対象とした情報セキュリティに関する講演会を開催する。
- ・〈72-2〉 「情報セキュリティ対策基本計画」に基づき、システム運用のリスク評価表の内容を再検討した上で評価を実施するとともに、IPアドレスのプライベート化に備え、全学的なIPアドレスの点検及び整理を実施する。また、情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）の運用を開始し、インシデント発生時の迅速かつ円滑な対応体制を整える。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### ○ 短期借入金の限度額

#### 1 短期借入金の限度額

858,591 千円

#### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (計画なし)

## IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学

大臣の承認を受けて、施設の老朽改善を含め教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
小規模改修	総額 1 8	(独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 ( 1 8 )

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

- ・事務職員の人材育成方針に定めた「職位ごとの人材像と求められる能力」を踏まえ、事務職員の人事評価の実施方法の見直しを検討する。
- ・テニュアトラック制度を導入するとともに、テニュアトラック教員の業績を適切に反映させるための審査基準を設ける。
- ・「奈良女子大学における大学の評価に関する規程」を改正し、教員の個人評価を明確に位置付けた上で、教員個人の教育研究等活動状況に基づく個人評価を実施する。
- ・「年俸制導入等に関する計画」に基づき、年俸制を10名程度の教員に新たに適用する。また、新たにテニュアトラック制度を導入して、人事制度の多様化を図る。
- ・クロスアポイントメント制度について、協定締結校（機関）の拡大を図るとともに、適用教員数を増加させる。
- ・「女性活躍推進法に基づく奈良女子大学行動計画」に基づき、子育て支援システム（ならっこネット、ならっこイベント）やワークライフバランス支援相談室の活動などを推進することにより、本学の教員採用公募に女性研究者が応募しやすい環境を構築する。
- ・事務職員の人材育成基本方針に基づき、研修計画を作成する。職階別研修においては、労務管理の知識を向上させるため、新たに管理監督者を対象とする学内研修を実施する。また、ハラスメント防止に関する研修などの目的別研修を実施する。さらに、他大学・他機関が主催する業務分野別研修やセミナーに積極的に参加させる。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 345人

また、任期付き職員数の見込みを 21人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 3,726百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,389
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	81
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	18
自己収入	1,589
授業料、入学金及び検定料収入	1,536
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	53
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	204
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	14
出資金	0
計	5,295
支出	
業務費	4,992
教育研究経費	4,992
診療経費	0
施設整備費	18
船舶建造費	0
補助金等	81
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	204
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	5,295

[人件費の見積り]

期間中総額 3,726百万円を支出する(退職手当は除く)。

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 3,340百万円、  
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 49百万円

## 2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5, 543
経常費用	5, 543
業務費	4, 970
教育研究経費	911
診療経費	0
受託研究費等	107
役員人件費	86
教員人件費	2, 947
職員人件費	919
一般管理費	254
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	318
臨時損失	0
収益の部	5, 529
経常収益	5, 529
運営費交付金収益	3, 351
授業料収益	1, 337
入学金収益	210
検定料収益	50
附属病院収益	0
受託研究等収益	107
補助金等収益	24
寄附金収益	113
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	53
資産見返運営費交付金等戻入	144
資産見返補助金等戻入	105
資産見返寄附金戻入	35
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△14
目的積立金取崩益	14
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 7 5 2
業務活動による支出	5, 0 8 1
投資活動による支出	2 1 5
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	4 5 6
資金収入	5, 7 5 2
業務活動による収入	5, 2 1 5
運営費交付金による収入	3, 3 4 0
授業料、入学金及び検定料による収入	1, 5 3 7
附属病院収入	0
受託研究等収入	1 0 7
補助金等収入	8 1
寄附金収入	9 7
その他の収入	5 3
投資活動による収入	1 8
施設費による収入	1 8
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	5 1 9

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

文学部	人文社会学科	240人
	言語文化学科	200人
	人間科学科	160人
	3年次編入学	32人
理学部	数物科学科	252人
	化学生命環境学科	348人
	3年次編入学	20人
生活環境学部	食物栄養学科	140人
	心身健康学科	160人
	情報衣環境学科	140人
	住環境学科	140人
	生活文化学科	120人
	3年次編入学	28人
大学院人間文化研究科	【修士課程】	
	国際社会文化学専攻	48人
	言語文化学専攻	36人
	人間行動科学専攻	32人
	食物栄養学専攻	26人
	心身健康学専攻	36人
	生活工学共同専攻	14人
	住環境学専攻	26人
	生活文化学専攻	18人
	数学専攻	28人
	物理科学専攻	28人
	化学専攻	40人
	生物科学専攻	40人
	情報科学専攻	24人
	【博士課程】	
	比較文化学専攻	32人
	社会生活環境学専攻	45人
	共生自然科学専攻	31人
	生活工学共同専攻	4人
	複合現象科学専攻	14人
附属幼稚園	144人	
	学級数	6
附属小学校	420人	
	学級数	12
附属中等教育学校	720人	
	学級数	18